

第5回 多様な交通主体の交通ルール等の
在り方に関する有識者検討会

超小型モビリティに係る取組み

国土交通省 自動車局
令和3年1月29日

超小型モビリティの概要

- 超小型モビリティ*とは、自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動手段となる1人から2人乗り程度の電動車両

※平成25年に創設した認定制度や型式指定など、2人乗りのモビリティのみを指す場合もある。

超小型モビリティの導入意義・効果

低環境負荷な交通手段 物流の効率化

地方都市、山間部の生活交通通勤・通学の足

CO2の削減

新たな交通手段

深刻な地域交通課題を解決しつつ、
多くの社会的便益を創出



観光・地域振興

高齢者、子育て支援

観光地や地域住民の活動・交流の活性化

高齢者の移動支援や外出機会創出、送迎行動が容易に

超小型モビリティに係るこれまでの取組

- 平成25年1月、交通安全を担保しつつ様々な移動ニーズに対応するため、走行区域を限定して公道走行を可能とする超小型モビリティ認定制度を創設し、運用を開始。
- 令和2年9月、一般道の走行が可能となるような車両安全性の検討を踏まえ、超小型モビリティ（型式指定車）に係る保安基準改正を実施。
- 昨年末、型式指定車の超小型モビリティが販売開始。

	第一種原動機付自転車 （ミニカー）	軽自動車		普通自動車
		超小型モビリティ ＜認定車＞	超小型モビリティ ＜型式指定車＞	小型自動車
最高速度	60km/h （道路交通法）	個別の制限付与	構造上60km/h	構造上の制限なし
定員	1名	2名	2名	4名
定格出力	0.6kW以下	0.6kW～8.0kW	0.6kW超	0.6kW超
長さ	2.5m以下	3.4m以下	2.5m以下	3.4m以下
幅	1.3m以下	1.48m以下	1.3m以下	1.48m以下
高さ	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下
				